

○単純な労務に雇用される職員の給与に関する訓令

(昭和55年3月26日島根県警察訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察に勤務する職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 運転技手
- (2) ボイラー技手
- (3) 電話交換手
- (4) 営繕技手
- (5) 調理師

(給料表)

第2条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定は、職員の給料表について準用する。

2 職員の職務は、その困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の内容は、別表の級別職務分類表に定めるとおりとする。

(初任給、昇給の基準)

第3条 規則第3条及び別表第2の規定は、職員の職務の級の決定及び新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級について準用する。この場合において、別表第2備考中「運転技師」とあるのは「運転技手」と、「管理技師」とあるのは「ボイラー技手」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第4条 職員に、次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- (1) 犯罪鑑識手当
- (2) 夜間特殊業務手当
- (3) 運転免許技能試験手当

2 前項第1号から第3号までに規定する特殊勤務手当は地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の規定の適用を受ける地方警察職員の例により支給する。

第5条 この訓令に定めるもののほか、職員の給与については、規則の適用を受ける職員の例による。

(特例)

第6条 任用期間の定めのある職員の給与は、第2条から前条までの規定にかかわらず、島根県警察本部長が他の職員との権衡を考慮して予算の範囲内で定める。

附 則

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に決定された職務の等級又は号級若しくは給料月額及びこれらを受けていた期間は、この訓令の規定に基づいて決定された職務の等級又は号級若しくは給

料月額及びこれらを受けていた期間とみなす。

3 職員の給料の切替及びその切替に伴う措置については、この訓令に定めるもののほか規則の適用を受ける職員の例による。

附 則（昭和60年12月25日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成元年2月2日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月14日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月4日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表（第2条関係）

級 別 職 務 分 類 表

職務の級	
1 級	運転技手、ボイラー技手、電話交換手、営繕技手又は調理師
2 級	運転技手主任、ボイラー技手主任、電話交換手主任、営繕技手主任 又は調理師主任